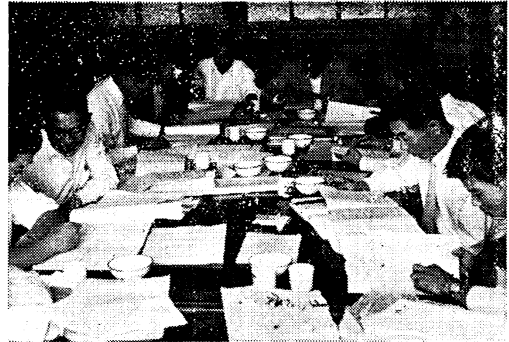
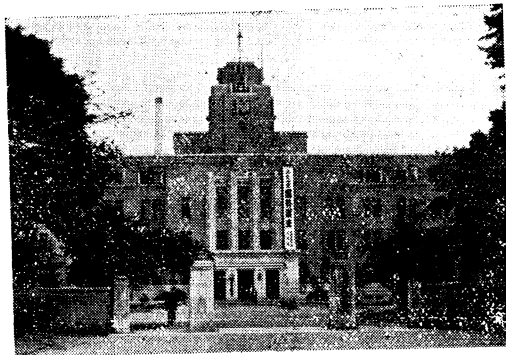




(県庁前通りの福祉茨城公示板)



(茨城町における国勢調査票の互審会風景)



(県庁正面玄関の懸垂幕)



(日立市多賀町における調査員の世帯訪問)



(国勢調査の宣伝カー)

昭和30年国勢調査をかえりみて

茨城県実施本部

昨年秋から国勢調査区設定の準備を進めて来た昭和30年国勢調査も、県内約 8,500名の国勢調査員及び市町村指導員を総動員して、ここにめでたく調査を完了することができたのは、誠に喜ばしいことであります。このたびの調査は予算や人員などの苦しい条件と相まって、調査票(7)欄以降における就業状態調査の複雑さのために、調査員の指導に当つては、相当の混乱を招いた地区もあつたのではないかと思います。しかし統計関係者各位の深い理解と積極的な御協力によつて、多くの困難な条件を克服し、ここに立派な成果を収めることができたわけであり、県としてはこれら関係者の皆様に対し、心から感謝の意を表する次第であります。

ここで本調査の足跡をかえりみて、特に感じたことを少しまとめて見ましょう。先づ何といつても、第1に今回の調査については、調査区の設定手続以外の具体的な実施要領が、なかなか決定されないうちに、地方においては、そのスタートが大変遅れたわけであり、これは調査の進捗に大きな影響を与えたことは、否定できない事実でありましょう。この理由は国会における予算の議決が遅れたためと思われ、このため市町村指導員に至るまでの指導打合がどうしても遅れがちになり、掘下げた研究が十分できなかつた。ましてこれが調査員の段階に至つては、尚更のことでありました。

第2は、調査の場所における〔世帯〕と、〔世帯にふだん住んでいる人〕を決定するための原則である3ヶ月以上住んでいるか、あるいは3ヶ月以上にわたつて住もうと思つている人の判断がなかなかできなかつたことでありましょう。これは3ヶ月という期間が余りにも短い、具体的に個人の家庭に入ると、どうしても本人の意志が相当あいまいなものになるおそれが多分にあるからです。このためにどうしても重複や脱漏が出てくることになるわけです。特に船舶乗組員の場合は、船舶の定義を噸数とか、種類などではつきりすべきであると思ひます。又刑務所や拘留所、少年院などに収容されている未決監の場合にも、彼等のいう自宅が本当に存在するか、どうか全く疑問でありますから、未決の者でも既決監と同様に、やはり収容先で申告させるのがよいと思ひます。

次に普通世帯にいる住込の雇人が、主人の家族と同様の扱いを受けておるか、いないかの判断をするためには、もつと具体的な基準を示すべきではないでしょうか？ただ単に食付給料の住込人は、その主人の〔普通世帯〕に含めるといつても、その食費の定義があいまいである場合

は、どうしても判断しにくくなります。これらの点を考えても、私たちは常住地主義調査の欠陥をいかに補正して行くべきかを、今後大いに考究する必要があるわけです。

第3には、調査票の記入について観察すると、先づ第1欄から第6欄までの自計申告欄(世帯主記入)は、大して難解な点も少いので、記入違いは殆どなかつたようであり、ただ極く一部のものには、〔姓〕や生年月日の〔年号〕を〔ノ〕としたり、〔世帯主との続柄〕で「孫」、「祖父(母)」、「義父(母)」などと記入したものがあつたようです。又〔男女の別〕や〔配偶の関係〕、〔国籍〕などの欄を記入しなかつたものがほんの少しありました。

次に第7欄から第13欄までの他計申告欄(調査員記入)については、昭和16年末までに生れた世帯員の就業状態(9月24日から30日まで)のありのままを、記入することになつていましたが、これはどうしても多種多様の産業及び職業分類の複雑さを伴うので、相当の記入違いや、大まかな記入が多い調査区があつたようです。中でも⑧、⑨、⑩、⑪、⑫の各欄においては、どうしても調査事項の複雑な解釈を必要とするので、特にそれがひどかつたようです。

たとえば

1. ⑧欄へ「就」と記入して、⑩欄へ更に「仕」と記入したり、家族従業者は全部⑧、⑨欄へ「家」、「仕」と記入したものが案外多かつた。これはやはり仕事と、家事の解釈を混同しているものが多いためと思ひます。

2. 世帯主と事業主をわざわざ一致させて、事業主の⑧、⑨欄へ「他」、「非」と記入したものが少くない。

3. 昭和17年以降生れた者が⑦欄で×印をしなから⑧、⑨欄へ「学」、「非」、あるいは「他」、「非」とそれぞれ不必要な記入をしているものが非常に多い。

4. ⑨欄へ「学」、あるいは「他」と記入しながら⑩欄へ斜線を引いているものが案外多い。ただここで⑩欄に「探」と記入された、いわゆる完全失業者が余りにも少かつたことは、現在の社会情勢から見て非常に奇異的現象のようです。

5. ⑩欄の(イ)に事業所の名称を〔〇〇漁業〕、〔〇〇丸〕〔〇〇工場〕、〔〇〇建設〕、〔〇〇税務署〕、〔〇〇銀行〕、〔〇〇公社〕などと、大まかに記入して所属部課名を記入しないものが少くない。又(ロ)の事業所の所在地を〔当(町)〕と記入すべきを、県、郡名までも丁寧に記入したものが非常に多かつた。又反対に県名の必要なところを記入しなかつたものも少くない。

6. ㊦欄の事業の種類と、㊧欄の仕事の種類を混同して記入したものや、大まかに記入したものが非常に多かった。これは産業及び職業分類の複雑さと、おぼえがき欄の記入法の説明が不十分であつたためではないでしょうか？おぼえがき欄へ大まかに記入されたり、専門的的特殊用語を使用したものを、調査員がそのまま転記するおそれが多分にあるわけです。

7. 1人の事業所(主)名で、同一産業内(特に農林水産業は一つと見る)の事業を二つ以上営んでいる場合に、㊦欄をおもなもの一つに統一しないで、個々別々に記入したものが少なくなつた。これは㊦、㊧欄の解釈が複雑なために、調査趣旨を考慮して、なるべく詳しく、分りやすく記入するように指導して来たためと思われまふ。この点私たちが大いに反省して、今後かかることのないように十分指導方法を研究しなければなりません。特に「質疑解答集」や「記入例」などを作成する場合は、配付時期とその利用法を十分考慮しなければならないと思ひます。

8. ㊦欄に〔機械製造業〕、〔〇〇販売業〕、〔運送業〕、〔建築業〕とか、あるいは〔〇〇卸小売業〕、〔〇〇製造小売業〕、〔洋服仕立業〕、〔食料品小売業〕、〔呉服小売業〕、〔木材業〕、〔割烹旅館〕などと大まかに記入したものや、㊧欄へ〔職工見習〕、〔製造工〕、〔警察官〕、〔女中〕、〔車掌〕、〔機関士〕、〔通信員〕などと、大まかに記入したものが、非常に多いところがあつたようです。しかし調査区によっては殆ど非の打ちどころもないようなものも、沢山あつたことは誠に喜びに堪えません。

9. ㊧欄の〔従業上の地位〕は、〔専売公社〕や〔国鉄〕、〔電々公社〕などに勤務しているものの内、極く少数のものが「公」と記入したり、家事女中だけを雇っている事業主や雇人のない世帯主などの一部が「主」と記入した程度で、殆どのが正しい記入をしたようです。

10. 上部記入欄においては、殆ど記入違いがなかつたようですが、ただ1人で間借しているものを〔普通世帯〕としたり、素人下宿屋を〔下宿屋〕としたり、あるいは畳数の端数を記入したり、又〔所有の関係〕や畳数を記入しなかつたものなどが若干あつたようです。

なお一世帯で調査票が2枚にわたつた場合、2枚目の上部記入欄を1枚目と同様に記入したり、斜線を引かなかつたものが少しあつたり、市の町名をわざわざ記入したものなどが少しあつた。

11. 照査表の世帯人員数(男、女別)と国勢調査票の男女別人員数がくい違つているところが、予想外に多かつたのは、人口調査の趣旨からして誠に遺憾であつた。

12. 中央における具体的な集計方法が、県や市町村において十分解つていないことは、調査の指導は勿論、審査集計に当つて支障が少なくなつた。

以上は今回実施された昭和30年国勢調査の足跡を概括的に取りまとめたものでありますが、県としては今後更に郡、市町関係者の意見を十分拝聴し、その貴重な体験をもとにして、深い反省と検討を行い、将来への正しい羅針盤を作りたいと思ひます。

(下の写真は県実施本部における国勢調査票の審査集計状況です。)

